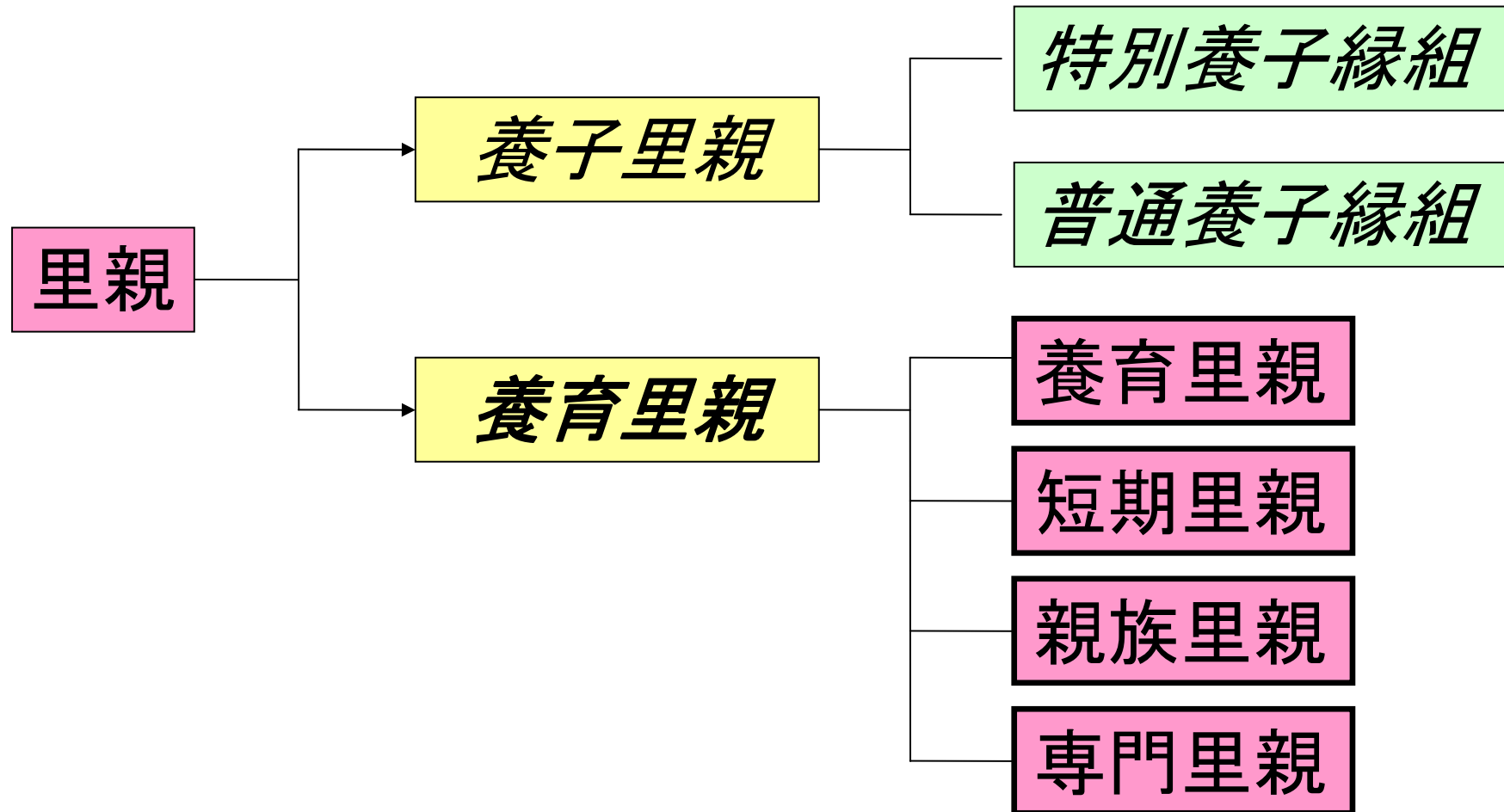


# 里親制度

(奈良県における考え方)



# 里親の種類

## ◇養育里親

### ①対象児童

A 何らかの事情で保護者のない子ども

例) 棄児、保護者の経済苦、失踪、死亡、拘留など

B 保護者に監護させることが適当でない子ども

②期間・・・保護者と一緒に生活できるまで、或いは  
子ども自身が社会自立するまで

※ 将来、自分たちの子どもとして養子縁組することを前提とした縁組里親も含まれる。

# 里親の種類

## ◇短期里親

### ①対象児童

保護者の病気など、さまざまな事情で  
一時的に保護者と一緒に生活できない子ども

### ②期間

原則、一年以内の期間を定めて委託する

※ 必要があると認められるときは、  
一年を超えて委託を継続することができる。

# 里親の種類

## ◇親族里親

### ①対象児童

両親等児童を現に監護している者が、  
死亡や行方不明、拘禁等により、  
物理的に養育が不可能となった子ども

### ②里親対象者・・・子どもと**3親等以内の親族**

例) 祖父母(2)、伯父(3)、伯母(3)、  
兄(2)、姉(2)など

# 里親の種類

## ◇ 専門里親

### ① 対象児童

要保護児童の内、**虐待等**の行為により心身に有害な影響をうけ**専門的な援助を必要とする子ども**。

### ② 里親対象者

養育里親として3年以上の養育経験者や  
3年以上児童福祉事業に従事した者  
+ 専門里親研修の課程を修了した者

### ③ 期間 原則、2年以内のと期間を定めて委託。

# 里親の認定等に関する省令(H14.9.5)

## 第5条(養育里親の要件)

- 心身ともに健全であること。(健康)
- 児童の養育についての理解及び熱意、児童に対する豊かな愛情を有していること。(理解、熱意、愛情)
- 経済的に困窮していないこと。(経済的安定)
- 児童の養育に関し虐待等の問題がないこと。
- 児童福祉法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられていないこと。

# 里親の認定等に関する省令(H14.9.5)

## 第14条(親族里親の定義)

- 第5条の養育里親の要件を充たすこと。(第15条)
- 当該親族里親の3親等内の親族である  
要保護児童を養育するとして  
里親認定を受けた者とする。
- その要保護児童の両親  
その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方  
不明又は拘禁等の状態となったことにより、  
ここれらの者による養育が期待できないこと。

# 里親の認定等に関する省令(H14.9.5)

## 第16条(短期里親の定義)

- 第5条の養育里親の要件を充たすこと。(第15条)
- 短期里親は、**1年以内**の期間を定めて、要保護児童を養育する里親として里親認定を受けた者とする。



# 里親の認定等に関する省令(H14.9.5)

## 第18条(専門里親の定義)

- 専門里親は、**2年以内**の期間を定めて、  
要保護児童のうち、**児童虐待等**の行為により  
心身に有害な影響を受けた児童を養育する里親と  
して里親認定を受けた者とする。

# 里親の認定等に関する省令(H14.9.5)

## 第19条(専門里親の要件 その1)

- 専門里親は、養育里親として里親登録されている者であって、**3年以上**の委託児童の養育経験を有するものであること。
- 或いは3年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたものであること。
- 知事が上記に該当する者と同等の以上の能力を有すると認定した者であること。

# 里親の認定等に関する省令(H14.9.5)

## 第19条(専門里親の要件 その2)

- **専門里親研修**の課題を修了していること。

※専門里親研修とは、  
専門里親の認定を受けようとする者が  
必要な知識及び経験を修得するために  
受けるべき研修であって、  
厚生労働大臣が定めるものをいう。

# 里親の認定等に関する省令(H14.9.5)

## 第19条(専門里親の要件 その3)

- 心身ともに健全であること。
- 児童の養育についての理解及び熱意並びに、児童に対する豊かな愛情を有していること。
- 委託児童の養育に専念できること。
- 経済的に困窮していないこと。
- 児童の養育に関し虐待等の問題がないこと。
- 児童福祉法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられていない。